

第7期 第1回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和元年7月5日（金）15:00～17:00

場所：保健所第1研修室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) さいたま市地域自立支援協議会の概要
 - (2) 専門部会の取り組みについて
 - (3) 日中サービス支援型共同生活援助について
 - (4) 次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 委員名簿
- ③ 座席表
- ④ 各専門部会の取り組み
- ⑤ 日中サービス支援型共同生活援助について
- ⑥ 次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について
- ⑦ 第6期第5回さいたま市地域自立支援協議会会議録

出席者

委 員・・・内田委員、宇土委員、加藤委員、黒田委員、遅塚会長、辻委員、長岡委員、三石委員、山口（詩）委員、山口（隆）委員
(欠席者 嶋田委員、吉野委員)

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、細淵課長補佐、安田係長、林係長、志村主査、石垣主任、高橋主事、佐々木主事、大浜主事 近藤主事
(障害政策課) 永島課長、新藤課長補佐、射場係長

1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので「第1回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させてい

たきます。

障害支援課審査指定係長の林と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、第7期さいたま市地域自立支援協議会として、初めての会議でございますので、後ほど会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員10名、欠席委員2名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、第1回さいたま市地域自立支援協議会で始まるものと、前回協議会の会議録です。前回会議録は、既に委員の承認を得ております。

本日の議題は、

1. さいたま市地域自立支援協議会の概要
2. 専門部会の取り組みについて
3. 日中サービス支援型共同生活援助について
4. 次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について

の4つでございます。

審議に先立ちまして、委員名簿の公表について、委員の皆様のお了解を得たいと考えております。本委員会は「さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

お手元の資料2ページの委員名簿を御覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないか御確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

次に会議の傍聴についてですが、本日10名がこの会場にお越しですので、傍聴を許可するとの御了解をお願いいたします。

～ 了承 ～

ありがとうございました。続きまして、本協議会の開会にあたりまして、障害支援課長の西渕から挨拶を申し上げます。

～ 課長挨拶 ～

続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。

～ 委員挨拶～

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～事務局職員挨拶～

以上を持ちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

さて、本日は、第1回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項に基づき、委員の皆様の互選により会長及び副会長各1名を選出していただきたいと存じますが、どなたか御推薦がございましたら、挙手をして御指名いただけないでしょうか。

～ 辻委員 挙手 ～

(事務局)

はい、辻委員。

(辻委員)

前期のさいたま市の地域自立支援協議会の会長を務められ、さいたま市の障害福祉施策の経緯と現状をよく御存知である遅塚委員が会長に相応しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま辻委員から、会長に遅塚委員をとこの御発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、遅塚委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

～遅塚委員 承諾～

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は遅塚委員にお願いをすることとしたいと存じます。

(遅塚会長)

委員の皆様、はじめまして。ただいま会長に指名されました遅塚でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、以後の議事進行につきましては遅塚会長にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

(遅塚会長)

ここからは、私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

先ほど事務局から、会長及び副会長を各1名ずつ選出したいとお話ございました。副

会長につきましても、どなたか挙手にて御推薦いただけませんか。

～ 辻委員 挙手 ～

(遅塚会長)

はい、辻委員。

(辻委員)

副会長につきましては、他市の協議会等、福祉事業に長年携わっている内田委員がふさわしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(遅塚会長)

ありがとうございました。ただいま辻委員から、内田委員を副会長にという御意見がありました、その他の皆様いかがでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。内田委員いかがでしょうか。

～内田委員 承諾～

ありがとうございます。それでは内田委員に副会長をお願いいたします。それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1「さいたま市地域自立支援協議会の概要」についてですが、事務局から御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい、議題1について御説明いたしますので、資料4ページ「さいたま市地域自立支援協議会の概要」を御覧ください。

本市の地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び誰も共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する場として、平成19年より設置されております。

今年度の協議会体制につきましては、資料4ページのイメージ図を御覧ください。本市の協議会は、本協議会と4つの専門部会で構成されております。4つの専門部会イメージ図の枠の中に内容を記載しております。まず左上から、精神障害者の地域移行や地域定着の調査審議を行う「地域生活支援部会」、その下の、障害者虐待に関する支援の調査審議を行う「障害者虐待防止部会」、右上の、障害者相談支援体制の調査審議を行う「相談支援部会」、その下の、障害児に関する支援の調査審議を行う「子ども部会」がございます。各専門部会の取り組みについては、次の議題で事務局から説明させていただきます。

資料5ページから8ページまでに、協議会の設置に関する根拠法令等を載せております。

また、9ページ以降には、本協議会及び各専門部会の委員名簿を載せております。

事務局からの説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の報告に関しまして、何か御意見や御質問等ございますか。特にないようであれば、次の議題に進まさせていただきます、また何か御質問があればお伺いしたいと思います。

では、次の議題に移りたいと思います。議題の2「専門部会の取り組みについて」ということですが、こちらも事務局から御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

議題2「専門部会の取り組みについて」御説明いたします。資料14ページを御覧ください。各専門部会の取り組みについては、事務局から4つまとめて御報告させていただきます。

まず、地域生活支援部会の取組について御説明いたします。

昨年度の部会では、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの事業として「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業」についてを中心に検討を進めてまいりました。検討にあたっては、支援対象者・事業方針・実施区の選定等に向けて、先進事例の調査・日頃の支援を行っている障害者生活支援センターへの聞き取りなどを行い議論を深め、事業実施要綱を作成いたしました。要綱においては、事業そのものについて「未受診・医療中断等の理由により日常生活に困難が生じている精神障害者及びその家族等を対象に行う保健、医療及び福祉分野からなる多職種による訪問等支援」として定義づけを行いました。

また、要綱においては事業実施手順を定め、こころの健康センターが事務局となってケア会議を開催し、関係機関と連携して訪問支援を行います。

その後、支援開始6か月を経過したタイミングで評価会議を行い、支援の終了または延長についての検討を行うこととしています。

なお、本事業はモデル事業であることから、見沼区と緑区において事業を実施してまいります。

また、昨年度から地域の支援者を対象として、訪問支援における相談援助技術向上のための研修を昨年度から実施しており、今年度も継続して実施予定となっております。

つづいて、精神科病院長期入院者への地域移行に関する部分です。

精神障害者を支える地域包括ケアシステムにおいては、精神科病院への長期入院者が地域での生活を送るための支援の充実に向けた取り組みも行ってまいります。これまでも、地域移行・地域定着支援連絡会議において、市内精神科病院や相談支援事業者等の関係者間で、退院に向けての支援を要する長期入院者についての情報共有や支援方針の検討を行ってまいりましたが、昨年度から今年度にかけて、長期入院されている方々への聞き取り調査を行

っております。聞き取り調査結果については現在集計中ですが、今年度の地域生活支援部会においては、調査結果の分析などを進めてまいりたいと考えております。また、アウトリーチ事業につきましても、支援を積み重ねる中で事例を集積し、今後の事業展開に向けた検討を行いたいと考えております。

地域生活支援部会からの報告は以上です。

続いて、障害者虐待防止部会の取り組みについて御報告いたします。資料 15 ページを御覧ください。

昨年度の部会では、一昨年・昨年と続いた、大阪府寝屋川市や、兵庫県三田市における、精神疾患等を利用とした監禁事件を受けた、支援に繋がっていない障害者の支援方法について議論しました。これらの監禁事件は、テレビや新聞などで大きく報道されたことで、社会に広く知られることとなりましたが、同様の問題を抱える家庭は少なくないと考え、本市においても対応を検討してまいりました。

昨年度 1 回目の部会では、検討事項の共有と、課題の整理を行いました。委員のみなさまから出てきた御意見といたしましては、緊急時の保護先が不足していること、支援が入っていない家庭と繋がる方法を検討すること、発達障害児とその家族への支援の難しさといったものがございました。

そこで、昨年度 2 回目の部会では、課題の 3 つ目、発達障害児及びその家族への支援の難しさについて、埼玉県自閉症協会会長、小材由美子さまから、「発達障害のある子供を育てる戸惑いと難しさ」について、お話いただきました。小材先生からは、発達障害の特性や必要な支援について、御本人の経験からさまざまなお話をいただきました。

その中で、発達障害児及びその御家族に最も必要な支援は、親の障害に対する早期理解を支えることであるというお話をいただきました。障害の早期発見、早期支援も、もちろん重要ですが、子供を育てていく親が、我が子の特性や関わり方、育ち方を理解し、親が日常で子どもに安心を与える存在・理解者になれるよう、周りの支援者が支えることの重要性について、お話いただきました。

今年度の取り組みといたしましては、昨年度の議題を引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の検討を進めるにあたり、行政の立場として虐待対応することの現状を把握するため、今年度の 5 月に、事務局と障害者虐待防止部会の行政職員とで庁内ワーキングを実施いたしました。庁内ワーキングで出た意見といたしましては、行政職員の虐待対応スキルが積み上がるような工夫作りが必要であるとのことでした。具体的な取り組みといたしましては、虐待対応を経験したことがある職員から未経験職員へ、事案内容や対応方法を話し伝える場を設けたり、さいたま市高齢・障害者権利擁護センターで実施している「権利擁護スーパーバイズ事業」で蓄積された本市の虐待の傾向や、良く受ける相談内容を、行政職員等にフィードバックする場を設けたりすることが挙げられました。部会としては、先ほど申

し上げましたとおり、昨年度の議題について引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますが、今回の庁内ワーキングで出た意見等も踏まえ、今後の取り組み方針を検討してまいりたいと考えております。

障害者虐待防止部会からは以上です。

続いて、相談支援部会の取組について御説明いたします。資料の16ページを御覧ください。

昨年度の部会では、3か所目の基幹相談支援センターの整備及び自立支援協議会 地域部会の設置に向けた検討を行いました。地域部会については、各区における取組状況を調査審議した結果、岩槻区に設置することとなりました。岩槻区においては、これまでも「顔の見えるネットワーク会議」を活用して地域の事業者間において、地域づくりに向けた意識が醸成されていること、さらに就労・児童・通所・グループホームなど事業所の分野ごとに事業所部会を開催し、ネットワーク構築に向けた取り組みを行っていることから、地域部会設置区としてふさわしいとの検討結果が得られたものです。今後、岩槻区にふさわしい形の地域部会設置に向けて、地域の関係機関に御協力をいただきながら準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本市の障害者総合支援計画においては、令和2年度に追加で2区もしくは2地域に地域部会を設置することとしております。引き続き、地域の関係機関に御協力をいただきながら、事業を展開してまいりたいと考えております。

続いて、3か所目の基幹相談支援センター設置について御説明いたします。現在、本市においては中央区と南区に基幹相談支援センターを設置し、中央区の基幹相談支援センターにおいては、複雑困難事例への対応、地域の相談支援体制強化の取組、地域移行・地域定着に向けた取り組みを行っております。

また、南区の基幹相談支援センターにおいては、高齢の障害者や高次脳機能障害者、難病を持つ方の支援に向けた研修の実施や機関連携に向けた取り組みを進めており、中央区・南区の基幹相談支援センターがそれぞれに役割を分担して担当しております。

これまでも相談支援事業所間においては、各区の相談支援連絡会議を活用して連携強化を進めてまいりましたが、今後は地域部会を中心に日中活動、児童、居宅などの事業者との連携強化が重要となることから、基幹相談支援センターの役割は、ますます重要になるものと考えております。そのため、基幹相談支援センターに求められる機能・役割等を整理し、今後の本市の相談支援体制のあり方も含めて、3か所目の基幹相談支援センター設置に向けた検討を進めてまいります。

相談支援部会からは以上です。

続いて、子ども部会の取り組みを御報告します。資料17ページを御覧ください。

子ども部会は、医療技術の進歩などを背景に、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要

な障害児が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進を目的として、平成30年度に設置しました。部会で議論を進めるには、まず現状と課題の把握が必要と考え、医療的ケア児の実態調査を、今年度の秋以降に実施する予定です。

まず、昨年度1回目の部会では、医療的ケア児のイメージを部会内で共有するために、医療的ケア児の定義や、数の把握方法について話し合いました。その中で「0歳～18歳までの、全ての医療的ケア児の実態や、数を正確に把握するのが難しく、現段階で考えられる調査方法では、どれも調査から漏れてしまう児童がいる可能性が高い」との御意見をいただきましたので、今回実施する調査では、調査対象を特別支援学校に在籍している就学児に絞ることといたしました。

昨年度第2回目の部会では、事務局が作成した医療的ケア児実態調査のアンケート票（案）を提示させていただき、内容の精査を行いました。

今年度の取り組みといたしましては、アンケート票の精査を進めるとともに、さいたま市及び埼玉県の教育委員会に調査の協力依頼を行うなど、調査の実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

アンケート票については、次回の本協議会で提示させていただき、委員の皆様にご意見を御確認いただいたのち、調査を実施してまいりたいと考えております。なお、後ろの18ページに、調査の流れを載せております。

また、その他といたしまして、庁内関係部署との連携状況について御報告させていただきます。子ども部会の事務局と、保健部局が所管する「さいたま市小児在宅医療推進委員会」の事務局とで、相互の会議内容の情報交換を行っているところです。

子ども部会は、保健・医療・福祉等さまざまな関係分野の連携を目的に設置した協議の場であるのに対し、さいたま市小児在宅医療推進委員会は、本市の小児在宅医療の推進に関する事項について協議等を行う場となっております。委員構成も、子ども部会は各分野の方々にお集まりいただいておりますが、小児在宅医療推進委員会は、小児科の医師で構成されております。会議の成り立ちが異なりますが、どちらの会議でも医療的ケア児の支援について話し合っているところですので、今後も引き続き、福祉と医療の連携に取り組んでまいりたいと考えております。

子ども部会については以上です。

（遅塚会長）

ありがとうございました。御自身の所属している部会以外の状況がなかなか見えないところもあるかと思ひますし、本協議会では、実質的な議論を積み重ねるのが難しいところがありますので、詳しく御説明いただきました。良い機会でございますので、各委員さんから御質問・御意見を、ここでお伺いできればよろしいかと思ひます。

(長岡委員)

相談支援部会の地域部会についてです。昨日、地域部会開催のための会議がありました。その経過の御報告を含めてお話をさせていただくと、4つの部会が岩槻区にありまして、暮らし関係の部会、働く関係の部会、あと子供と居宅介護の事業所の部会です。プラスして相談支援連絡会議も、岩槻区で設置した部会ではないのですが、同じ位置付けとすると5つあることになりまして、それぞれの部会から3人前後が昨日の会議に参加しました。10人を超えるようなメンバーが集まって、まずは今のネットワークを軸に色々なことが話せば良いかな、というような話だったのですが、それに合わせて、今の部会の説明の中で、地域部会を令和2年度に2区追加するというので、これも昨年あたりから言われてるところだと思んですが、そうすると、岩槻区の場合は既に顔の見えるネットワーク会議とかがありましたが、それにもっと連携を進める取り組みとして地域部会を行うのですが、そういう準備が多分区によって差があると思いますので、今時点である程度方向性が出ていないと、大変な作業になるんじゃないかなと思います。

それで、地域部会とこの自立支援協議会の位置付けの部分が難しかったりするのは。冒頭の自立支援協議会の概要の説明の中で、地域部会という言葉も区ごとの自立支援協議会という言葉も出てなかったかと思います。

多分その辺りは、この自立支援協議会の場面ではスムーズに話ができて、区に持ち帰り区と話をすり合わせるだけでも大変だとか、今の段階でも結構色々な課題も見えているので、できればそのタイムスケジュールを明確に出した上で、来年度以降の2区、できるだけ速やかに準備という意味では早く協議を進められた方が良いでしょう。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

本年度開始する岩槻区からの追加の御説明がありました。岩槻区は最初に取り組んでいただくモデル的な意味で、逆に言えば上手く進む保証もないので、色々失敗する部分もあるでしょうし、上手くいく部分もあるでしょうから、逆に他の部分を、区役所の支援課であるとか、あるいは委託相談支援事業所とかも、なるべく見に来ていただく機会とか作って、良いところは盗んでいただいて、どうもうまくないなと思ったらそこを避けていただくようにしていただければ、モデルとしての役割が果たせるのかなと思います。できるだけ相談支援部会の方から日程や岩槻区の進め方とかを情報提供していく必要があるかと思っております。

岩槻区の第1回地域部会が9月29日に予定されております。先に予定を作らないと準備が進まないの、それに向けて頑張って岩槻区は進めておりますので、準備の過程とか今何に苦労されているのか、見に来ていただければと思うんです。

各部会それぞれについて、御説明あるいは資料をもらっての疑問点ですとか、お聞きになりたいこと、御意見だとか何かあれば、ぜひお願いします。

(内田委員)

子供部会のところで、いわゆる学齢期ということでそういう縛りでやるのは良いと思うのですが、実は私ども久美愛園も通所施設を計画してまして、生活介護なのですが、そこに医療的ケアの人たちの受け入れ枠というのを考えています。

制度上は一定の研修を受ければたん吸引が福祉職でもできるのですが、見えない部分のたん吸引って怖かったりするんで、とにかく看護師を複数雇って、そこから送迎も含めて考えなきゃいけないだろうなと準備をしてるんですけども、学校を卒業した後もずっと繋がってくるのが1点です。学齢期でピタッと切れるわけではないのと、もう一つは医療的ケアについては成人になっても大体同じような支援かなと私は経験上思っております。

それと、比企の経験で言うと、生活介護事業所で医療提供ができる生活介護事業所ってそんなに比企でも多くないです。ですから、そういう生活介護のところはもうお断りするぐらい利用者が来るのですが、さいたま市もまだまだそういう状況なのかなっていうのと、ずっと重症心身障害の方の支援をしていたお医者さん等に話を聞くと、家族のケアがしっかりしてれば重心の方であっても地域で暮らすのが基本ですよっていうところで、埼玉医科大学総合療育センターもそういう取り組みをしていると思います。

ですので、私どもも医療的ケアの方をお受けして、これから生活介護で展開しようと思っています。まず看護師に医療的ケアをしていただき、ゆくゆくは福祉職もトレーニングしながら少しずつ、と思っています。研修をやってくれるところがさいたま市にあるのかなと。ちなみに東松山では社協が研修をしているので、そこでヘルパーさんの研修もできるような形で、大人にも似た支援ですので、繋げて行って欲しいなというのと、多分さいたま市でも成人した方の医療的ケアっていうのはまだまだこれからという部分と、多分そういう人たちが地域で暮らしていくときに、いずれ医療的ケアができる短期入所がないですかとか、医療的ケアができるグループホームはないですかって、比企の例だとそうやって来るのです。そういうところも含めて、今回は子どもでラインが引かれているのですが、そうやっていかないと実践的ではないかなと思います。

前も1度申し上げましたが、地域生活支援部会でまずは精神の方がアウトリーチあるいは地域生活支援の仕組みの構築っていうところで、比企の自立支援協議会の人に聞いたんですけど、もちろん精神の方にそういう取り組みをしなければいけないのですが、様々な障害のある人たちが地域で暮らせる仕組みを作っていくんだっていうところで比企では捉えていますと言っていて、私も基本的にはそのように考えています。要望とか意見とか含めて以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。医療的ケアについては子ども部会の議題にしかなっていないけど、学校を上がってからも、医療的なケアが必要なお子さんがいるし、大人になっても同

様であると。そこは忘れないようにという御指摘でした。

内田委員の御発言の中で研修ができるところはさいたま市にあるのかっていう話がありましたが、もし分かる方がいらっしゃれば。

(山口(詩)委員)

市内だと民間企業の研修で7万とか、不特定だと13万とかの研修がありますが、東京で7,000円でやりますというところがあって、うちは毎年職員を派遣しているのですが、さいたま市でそろそろ行って欲しいです。東京まで行って2日間で、特定をやらしてもらっているのですが、研修の補助金を少しいただくとか、あとはさいたま市で研修を請け負う団体があった方が良くと思っています。

(遅塚会長)

貴重な情報ありがとうございます。事業所に研修を受けてもらえるような仕組みを作れば、巡り巡って効率が良いですね。一度資格を取ればずっと使えますし。これも課題として残しておきたいと思います。

あと何かございますか。私からひとつ。虐待防止部会の取り組みって、内容的には地域生活支援部会と被るところもある気がします。何か話題というか、繋がりなどが出てきたこととか、ありますでしょうか。

(黒田委員)

特に虐待防止部会からの流れではないのですが、地域生活支援部会のアウトリーチのモデルの対象の方としては、そういう方も入ってくるということで進めております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。寝屋川や三田の場合はそもそも存在を知られていなかったのですよね。まずそういう状態の方がそういう状態であることは分かった上で、次にどういう支援か、ということになってくるかと思います。ありがとうございました。あと何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議題の3に移ります。

「日中サービス支援型共同生活援助について」ということですが、事務局から御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

議題3「日中サービス支援型共同生活援助について」御説明いたします。まず、資料19ページを御覧ください。

平成30年度の制度改正において、グループホームの新たな類型として、「日中サービス支

援型共同生活援助」が新たに位置づけられました。これは、障害者の高齢化や重度化に対応できるよう、常時支援が必要な重度の障害者を対象とし、夜間や深夜の時間の支援員の配置や短期入所の併設を必須とするなど、常時の支援体制を確保した上で支援を実施するグループホームとなっております。

資料 20 ページを御覧ください。こちらは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令および解釈通知」の抜粋でございます。資料右側の解釈通知によると、日中サービス支援型共同生活援助を運営するにあたりましては、「地域に開かれたサービスとすることにより当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないものとする」と規定されております。「なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする」と示されております。

つまり、日中サービス支援型共同生活援助を運営する場合には、指定後に協議会等から定期的な評価を受けることが義務付けられており、事業指定の申請段階においても、必要に応じ、協議会等から運営方針や事業計画等の評価を受けることとされております。本市といたしましても、日中サービス支援型共同生活援助の特色に鑑み、指定前に評価を受けるのが望ましいと考えております。

この度、本市で日中サービス支援型共同生活援助の事業所を設立したいとの相談を受けております。つきましては、この後、法人御担当者様に御入室いただき、事業説明をしていただくとともに、委員の皆様より御質問や御意見をいただきたいと考えております。なお、会議録については、個人情報の保護に留意しつつ、積極的な公表に努めたいと考えております。

進行を一度遅塚会長にお返しします。遅塚会長、よろしく申し上げます。

(遅塚会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の報告に関しまして、何か御意見や御質問等ございますか。法人の方が入るまでに御質問とかあれば、今お聞きします。こういう形で事業者指定について自立支援協議会で様子を見ていかなければいけないという規定は他の事業にはないので、この事業だけに特有なことかと思いますが、よろしいでしょうか。特に御質問ないようですのであれば、法人の方から御説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

法人御担当者様、御入室ください。事業内容の説明をお願いします。

本議題につきましては、
障害福祉サービス事業者として指定する前の法人との協議のため、
会議録を非公開といたします。

(遅塚会長)

それでは、議題の4に移ります。「次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について」ということですが、事務局から御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

議題4「次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について」御説明いたします。こちらについては、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、射場に説明を代わらせていただきます。

(事務局)

障害政策課ノーマライゼーション推進係長、射場と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議題4、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について御説明させていただきます。

お手元の資料、21 ページ次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要（案）を御覧いただけますでしょうか。

本市ではさいたま市障害者総合支援計画を策定し、それに沿って本市の障害者施策を進めているところでございます。現行計画の期間につきましては、平成30年度からの3年間となっております。令和2年度末にこの計画期間が終了いたします。

そこで、来年度中に次期計画を策定する必要がございます。このことに伴いまして、今年度、次期計画策定に向け、障害者の方の生活状況や今後の要望等を把握するためのアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。本日はこのアンケート調査実施概要について簡単に御説明させていただきます。

まず資料1、目的でございます。このアンケート調査は保健福祉に関わる障害者の生活状況、それからサービス状況等に関する利用状況及び今後の要望等を把握し、令和3年度、2021年度からスタートする次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものでございます。

続きまして2番目、今後のスケジュール（予定）を御覧いただけますでしょうか。このアンケート調査の内容につきましては、7月16日（火）に開催を予定しております。

本市の障害者総合支援計画にかかる調査審議及び進行管理を行う附属機関となります障害者政策委員会にお諮りいたしまして、8月中にはアンケート最終（案）を作成いたしまして、政策委員会で御確認いただきまして、御確認いただいた後、9月中にはアンケート調査を確定させていただきたいと考えております。

なお、アンケート調査につきましては10月1日に発送させていただきまして、回答期限は10月31日までと考えております。集計結果につきましては、11月から12月にかけて、回答集計結果の速報概要版をまず作成いたしまして、最終的な結果報告書を令和2年度の3月に策定する予定となっております。

続きまして 22 ページ、3 番、調査の概要について説明させていただきます。先ほど申しましたとおり、アンケート調査の実施時期につきましては 10 月 1 日（火）から 10 月 31 日（木）までといたしまして、締め切りにつきましては、郵送による回収を考えておりますので、31 日消印まで有効とすることを考えております。

調査票につきましては、全部で 7 種類ございまして、配布数につきましては、平成 28 年度に実施した、前回の内容と同様、全部で 6,500 部程度を予定しております。内訳につきましては、全体のおおよそ 10%の方々に届くことを想定しております。まず一つ目の調査票が身体障害者の方向けの調査票でございます。こちらは 3,400 部配布予定でございます。続きまして、知的障害者の方向けの調査票、こちらにつきましては 800 部配布予定でございます。続きまして精神障害者の方に向けたものとしては、調査票を 2 種類に分けさせていただきます。600 部ずつで合わせて 1,200 部配布予定でございます。こちら 2 種類に分けさせていただいているところは手帳所持者の中から無作為で抽出した方ということと、あとは手帳所持していない方もいらっしゃるだろうということも含めまして、自立支援医療を利用されている方から 600 部抽出し、配付させていただく予定となっております。続きまして難病患者の方に向けて 600 部です。それから、精神科病院に入院されている方に向けて 150 部、発達障害の方に向けて 200 部。発達障害の方につきましても、手帳所持者から判別するのは難しいということもございまして、主に発達障害者の親の会団体さん中心に配布をさせていただく予定でございます。最後に、福祉事業所の方にも、こちらの方で抽出させていただいて 150 部送付させていただく予定でございます。先ほど少しお話ししましたが、対象者は基本的に無作為で抽出させていただきます。手帳所持者の中から基本的には無作為に抽出させていただきます。一部団体さんに配布と考えております。

また配布方法につきましては、回収率あるいは特定の回答者の分布への偏りが生じないようにということで、こちらの方は郵送で配布の方をさせていただく予定でございます。

続きまして、回収方法でございますが、調査対象者のプライバシーを保護すること、あるいは調査資料提出の自由意思を尊重することなどを配慮いたしまして、原則として、アンケートに返信用の封筒を同封し、回収させていただきたいと考えております。

続きまして、アンケートの設問内容につきましては、23 ページ、A4 横向きの資料です。次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧を御覧いただけますでしょうか。こちらは現段階での設問項目を調査票ごとに整理したものでございます。調査票全体の設問項目を確認したり、各調査票の構成を比較するために作成したものでございまして、設問内容につきましては、基本的に前回の調査と比較検討するために、また回収率に影響を及ぼすことがないように、設問数は大きく増やすこともないように前回内容を踏襲させていただきたいと、基本的には考えております。

ただ 1 点、成年後見制度につきましては、今回、設問の内容を追加させていただいております。こちらについて、1 点訂正事項がございまして、今、こちら、知的障害者の方と精神障害者の方の調査票のみに成年後見制度の御質問が入っておりますが、政策委員会のワー

キングで、政策委員からの意見で、ほかの方にも成年後見制度についてお聞きした方が良いという御意見が多くありましたので、事業所向けの調査票除く全ての調査票でお聞きしようかなというところで考えております。

ただ、次の政策委員会で改めてお諮りする形なので、この段階では調査票の掲載はさせていただいてない状況ではございます。

それから 24 ページに社会参加というところがあるかと思いますが、5 段目、移動支援事業の利用についても、難病患者や発達障害者の方に向けてのアンケートにはなっているのですが、こちらもお聞きした方が良いという政策委員会の御意見を踏まえまして、追加する予定でございます。

次に、資料 22 ページに戻りまして、4 番その他ということになります。視覚障害者の方向けということで調査票を郵送配布する際には、点字版の調査票を各区役所支援課にあるいは障害政策課に用意しているということと、希望者には電子メールで送付できることを通知文で案内することを考えております。この通知文につきましては、点字版それから音声版があります。それと点字版にも拡大資料といたしまして、22 ポイントでの拡大資料をお送りする予定でございます。

それで少し長くなりましたが、以上次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査についての御説明は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございました。これにつきましては、障害者政策委員会の方で所管をしておるところですが、御存知のようにさいたま市の障害者総合支援計画については障害者計画と障害福祉計画と 2 つを兼ねているということで、障害福祉計画には障害福祉サービスの必要量の見込みというのを記載することが法定事項になっているので、一応こちらの協議会にも関係があると。また、法律にはっきりと障害福祉計画を変更する場合にはあらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないという項目が入っておりますので、途中経過についても、自立支援協議会の方で御説明いただいたところでございます。御質問を取るべきですが、時間がオーバーしているので、何かありましたら個別にお問い合わせいただければと思います。

議題 3 で法人御担当者様にヒアリングした件については、追加で質問をするという話をしましたが、また集まるのも難しいので、もし可能であれば事務局と会長である私と内田副会長に御一任いただいてまとめていければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

～委員承認～

よろしく願いいたします。これで決められた議事は以上となりますが、その他ということで、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。
次の協議会は 11 月 13 日に開催する予定でございます。詳細は協議会が近づいたら御連絡いたしますが、今後も委員の方々の御協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(遅塚会長)

それでは、以上をもちまして、「第 1 回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

以上